

令和5年11月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(令和5年度11月補正予算等関係)

子ども家庭部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和5年11月定例会議案説明資料目次

子ども家庭部

【予算関係】
(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第2号	令和5年度鳥取県一般会計補正予算(第6号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	3
		子育て王国課	4
		家庭支援課	6
		子ども発達支援課	8
	2 歳入歳出事項別明細書		11
3 節の明細		13	
4 繰越明許費に関する調書	子育て王国課ほか	14	
5 債務負担行為に関する調書	子育て王国課ほか	15	

【予算関係以外】
(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第31号	公立大学法人公立鳥取環境大学定款等の一部変更について	総合教育推進課	17

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	議会の委任による専決処分の報告について (5) 鳥取県医療受給者証の返還等に係る過料に関する条例の一部を改正する条例(令和5年11月16日専決)	家庭支援課	20

議案説明資料総括表

子ども家庭部 (単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
子育て王国課	8,644,792	47,615	8,692,407	8,200	0	0	39,415	
家庭支援課	3,225,365	49,752	3,275,117	42,752	0	0	7,000	
子ども発達支援課	1,588,204	364,029	1,952,233	107,346	<21,500> 43,000	0	213,683	県費負担 235,183
合計	17,643,664	461,396	18,105,060	158,298	<21,500> 43,000	0	260,098	県費負担 235,183

(注)起債欄の上段< >書きは、交付税措置を除いた金額である。

県費負担額は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

【説明】

主な事業

- ・子どものための教育・保育給付費県負担金(処遇改善)
- ・(新)幼稚園・保育施設における性被害・不適切保育等防止対策事業
- ・児童養護施設等入所者支援事業
- ・児童措置費(処遇改善)
- ・(新)障がい福祉職員処遇改善支援事業(障がい児福祉施設)
- ・(新)障がい児施設整備事業

令和5年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7150）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子どものための教育・保育給付費県負担金（処遇改善）	2,891,418	35,615	2,927,033				35,615	
トータルコスト	2,894,537	36,395	2,930,932	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.4人	0.1人	0.5人	負担金交付事務、関係機関との連絡調整				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

市町村が、認可教育・保育施設に対して行う施設型給付及び地域型保育事業に対して行う地域型保育給付に要する費用について、県がその一部を負担する。

国経済対策において、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士・幼稚園教諭等の公定価格の引上げにより、私立保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員に対し令和5年4月まで遡って処遇改善が行われることとなったことから、当該処遇改善に必要な経費の一部を負担する。

2 主な事業内容

区分	内 容												
実施主体	市町村												
負担割合	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4（国負担分は、国から市町村へ直接交付）												
対象施設	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">給付区分</th> <th style="width: 40%;">対象施設</th> <th style="width: 30%;">施設数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設型給付費</td> <td>私立の認定こども園、幼稚園、保育所 ※私立幼稚園については、新制度へ移行した施設のみ対象</td> <td style="text-align: center;">105</td> </tr> <tr> <td>地域型保育給付費</td> <td>公立、私立の地域型保育事業所</td> <td style="text-align: center;">37</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">142</td> </tr> </tbody> </table>	給付区分	対象施設	施設数	施設型給付費	私立の認定こども園、幼稚園、保育所 ※私立幼稚園については、新制度へ移行した施設のみ対象	105	地域型保育給付費	公立、私立の地域型保育事業所	37	合 計		142
	給付区分	対象施設	施設数										
	施設型給付費	私立の認定こども園、幼稚園、保育所 ※私立幼稚園については、新制度へ移行した施設のみ対象	105										
	地域型保育給付費	公立、私立の地域型保育事業所	37										
	合 計		142										
予算額	35,615千円（保育士等の公定価格の引上げによる処遇改善に必要な経費）												

3 事業目標・取組状況・改善点

国や市町村と一緒に保育士等の処遇改善を行うことで、保育人材の定着や保育環境の改善等につなげる。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7868）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）幼稚園・保育施設における性被害・不適切保育等防止対策事業	0	12,000	12,000	8,200			3,800	
トータルコスト	0	12,780	12,780	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付事務、関係機関との連絡調整				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

教育・保育施設等における子どもの性被害や不適切な保育を防止するため、施設内へのカメラの設置や、子どもが着替える際にプライバシーを保つための仕切りの導入に必要な経費を補助する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

補助対象事業	補助対象経費	実施主体	県補助率	予算額	備考
室内カメラ・間仕切り設置支援事業	室内カメラ・間仕切りの設置に必要な購入費、工事費等 補助基準額：10万円	私立幼稚園、幼稚園型認定こども園	1/2 （国1/2、 県負担なし）	850	<子育て王国課> 3,425
		届出保育施設、児童養護施設等、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	3/4 （国：1/2、 県：1/4）	10,650	<家庭支援課> 1,975 <子ども発達支援課> 6,600
		児童厚生施設（こどもの国）	—	100	
		児童自立支援施設及び児童相談所一時保護所（県立施設）	—	400	
合計				12,000	

※保育所、幼保連携型及び保育所型認定こども園、地域型保育事業、届出保育施設（鳥取市のみ）、地域子ども・子育て支援事業等に係る国補助金は県予算を経由せず、市町村において対応。
 ※児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、国から都道府県、指定都市又は中核市を経由しての間接補助金であるため鳥取市内の事業所は除く。

3 事業目標・取組状況・改善点

性被害・不適切保育防止対策のため、施設へカメラ、間仕切り等の設置支援を行うことで、子どもたちの性被害を防止する。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

家庭支援課（電話：0857-26-7149）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
児童養護施設等入所者支援事業	6,114	35,752	41,866	35,752				
トータルコスト	10,013	36,532	46,545	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.5人	0.1人	0.6人	事業者との連絡調整、補助金交付事務				
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的、概要</p> <p>児童養護施設等に入所している児童の自立支援を目的として、施設を退所した者への家賃や生活費の無利子貸付（実施主体：鳥取県社会福祉協議会）を行うにあたり、貸付原資を積み上げるための増額補正である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>鳥取県社会福祉協議会が行う児童養護施設退所者等に対する自立支援資金（家賃相当額や生活費の貸付及び就職に必要な各種資格を取得するために必要な費用）の貸付事業に要する経費を補助する。（補助率10/10）</p> <p>（参考）</p> <p>【負担割合】 国9/10 数年分を一括補助 県1/10 毎年度補助</p> <p>国庫が充当される貸付原資については平成27年度に第1回目の受入を行っているが、令和7年度中に当該原資の残額不足が見込まれるため、貸付原資の2回目の受入を行う。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>児童養護施設等を退所した者への家賃や生活費等の無利子貸付を行うことで、安定した生活の確保や自立支援を図るとともに、当該事業の活用を促進するため、事業内容の継続的な周知を図る。</p>								

令和5年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

2 目 児童措置費

家庭支援課（電話：0857-26-7149）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
児童措置費 (処遇改善)	1,932,943	14,000	1,946,943	7,000			7,000	
トータルコスト	1,942,055	14,780	1,956,835	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.8人	0.1人	1.9人					措置費支払事務

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

要保護児童等が安心して暮らせる環境を確保・支援するため、児童養護施設等に従事する職員の人件費や施設管理費、入所者の生活費などを国の単価に基づいて児童入所施設措置費として負担している。

国経済対策において児童養護施設等に従事する職員の処遇改善のため、人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて児童入所施設措置費の国単価が引き上げられることから、必要な経費を負担する。

2 主な事業内容

対象施設等	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親等
処遇改善額	年収ベース+3.3%

3 事業目標・取組状況・改善点

児童養護施設等職員の処遇改善を実施することで、施設における人材の定着や養護・養育環境の改善等につながる。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子ども発達支援課（内線：7865）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 障がい福祉職員処遇改善支援事業（障がい児福祉施設）	0	11,000	11,000	11,000				
トータルコスト	0	11,780	11,780	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	申請書類の審査、交付決定、補助金の支払い等				

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

国において、物価高騰及び他産業の賃上げに対応した障がい児福祉職員の処遇改善策を緊急に実施する方針を打ち出したことを受け、従事者の処遇改善に取り組む県内の障がい児福祉事業者を支援する。

2 主な事業内容

従事者の収入を引き上げる取組を実施する障がい児福祉事業者に対し、必要となる経費を支援する。

- ・ 補助額：職員1名当たり6千円/月相当
- ・ 対象期間：令和6年2月～5月の4か月間
※6月以降は障害福祉サービス等報酬改定により対応される見通し
- ・ 対象人数：全県で434人（最大想定）

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・ 障がい児福祉の現場で働く職員の処遇改善を進め、人材の確保を図る。
- ・ 障害福祉サービスを提供した際の障害福祉サービス等報酬は国において定められており、平成21年度から人材確保、処遇改善に向けた報酬の改定が進められ、令和4年度10月の改定においては従事者の処遇改善を目的とした加算が新設された。こうした取組が国の政策として進められているものの、福祉人材の賃金は他産業と比べても未だ低いいため、さらなる処遇改善を進め、障がい児福祉人材の確保を図る。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

5 目 児童福祉施設費

子ども発達支援課（内線：7865）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 障がい児施設整備事業	0	131,675	131,675	87,783	<21,500> 43,000		892	県費負担 22,392
トータルコスト	0	134,794	134,794	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.4人	0.4人	補助金交付事務等				

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

障害福祉サービス事業所等、県内障がい児福祉関係の社会資本の整備を促進するため、国補正予算を活用し、施設整備事業を行う事業者に対して助成を行う。

2 主な事業内容

鳥取県次世代育成支援対策施設整備費補助金（131,675千円）

利用者の環境改善等、ハード面における県内の障がい福祉の向上・増進が図られるよう、社会福祉法人等による円滑な施設整備等を促進する。

実施主体	社会福祉法人、NPO法人、営利法人等
対象事業	障害福祉サービス事業所等の創設（新設）、改築・大規模修繕等
補助対象率	施設整備に必要な工事費及び工事事務費
補助率	3/4（財源：国1/2、県1/4、事業主体1/4） ※国が別途定める基準額を上限とする。
内容	多機能型（放課後等デイサービス、児童発達支援、保育所等訪問支援）事業所の創設1件への支援を予定

3 事業目標・取組状況・改善点

県内の障がい児福祉施策の推進のため、社会環境的要因により特に整備が求められる強度行動障がい児や重度障がい児を対象とする事業所（放課後等デイサービス、短期入所等）の創設、改修等に優先的に取り組み、社会資本の整備を図る。

（注）起債欄の< >書きは交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は、起債欄の< >書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

2 目 児童措置費

子ども発達支援課（内線：7865）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい児入所給付費等	602,705	221,354	824,059	8,563			212,791	
トータルコスト	627,655	222,134	849,789	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	3.2人	0.1人	3.3人	国庫負担金事務、障害児入所給付費等の審査・支払、国保連との連絡調整				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

障がい児の福祉の増進及び向上を図るため、児童福祉法に基づき、障害児入所施設等を利用する場合にかかる経費の一部を障害児入所施設等に対して支給する。

2 主な事業内容

障害児入所施設等の利用者が当初予算時の想定を上回ったこと等による増額補正である。

（単位：千円）

区分	内容	左の財源	補正前	補正	計
入所措置費	県が障がい児を障害児入所施設（県立施設以外）に措置入所させるために要する経費。	国1/2、県1/2（国庫分含めて要求）	27,408	12,473	39,881
通所給付費	障がい児の保護者等が障害児通所支援事業所と契約を締結し、通所支援を受ける際に要する経費及び障害児相談支援に要する経費。	国1/2、県1/4、市町村1/4（県負担分のみ要求）	441,049	204,226	645,275
入所給付費	障がい児の保護者等が障害児入所施設と契約を締結し、入所支援を受ける際に要する経費。	国1/2、県1/2（国庫分含めて要求）	85,581	△7,858	77,723
入所医療費	契約入所及び措置入所をしている障がい児が治療を受けたときに要する医療費。	国1/2、県1/2（国庫分含めて要求）	48,667	12,513	61,180
合計			602,705	221,354	824,059

3 事業目標・取組状況・改善点

障がい児が各障がい児支援施設等と利用契約を締結し、社会自立に必要な知識・技能を獲得するための日常生活動作の訓練・指導を行う費用の一部を給付することで、障がい児の福祉の増進及び向上を図る。

令和5年度 一般会計補正予算(第6号)歳入歳出事項別明細書(子ども家庭部)

(単位:千円)

款 項 目 節		3 款 民生費											
		うち子ども家庭部											
								2 項 児童福祉費			1 目 児童福祉総務費		
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報 酬	368,660		368,660	221,955		221,955	221,792		221,792	212,767		212,767
2	給 料	1,651,423		1,651,423	1,156,374		1,156,374	1,156,374		1,156,374	1,156,374		1,156,374
3	職 員 手 当 等	991,590		991,590	723,565		723,565	723,565		723,565	723,565		723,565
4	共 済 費	622,039		622,039	437,046		437,046	437,046		437,046	436,960		436,960
	職員に係るもの(給与費)	572,033		572,033	400,554		400,554	400,554		400,554	400,554		400,554
	賃金に係るもの(その他)	50,006		50,006	36,492		36,492	36,492		36,492	36,406		36,406
5	災 害 補 償 費												
6	恩 給 及 び 退 職 年 金												
7	報 償 費	1,744,544		1,744,544	55,432		55,432	52,601		52,601	17,770		17,770
8	旅 費	58,968		58,968	24,123		24,123	21,623		21,623	15,335		15,335
	費用弁償	15,261		15,261	9,880		9,880	9,762		9,762	8,914		8,914
	普通旅費	16,925		16,925	9,265		9,265	7,907		7,907	3,998		3,998
	特別旅費	26,782		26,782	4,978		4,978	3,954		3,954	2,423		2,423
9	交 際 費	200		200	100		100	100		100	100		100
10	需 用 費	146,517	250	146,767	110,951	250	111,201	107,380	250	107,630	14,112	250	14,362
	食糧費	3,460		3,460	544		544	466		466	323		323
	その他の需用費	143,057	250	143,307	110,407	250	110,657	106,914	250	107,164	13,789	250	14,039
11	役 務 費	56,666		56,666	21,656		21,656	19,069		19,069	9,358		9,358
12	委 託 料	3,830,711	30,703	3,861,414	2,734,856	26,608	2,761,464	2,695,960	26,608	2,722,568	427,449	135	427,584
13	使用料及び賃借料	83,271	4,750	88,021	49,200	12	49,212	46,746	12	46,758	20,563	12	20,575
14	工 事 請 負 費	434,012		434,012	410,203		410,203	410,203		410,203	157,998		157,998
15	原 材 料 費												
16	公 有 財 産 購 入 費												
17	備 品 購 入 費	39,415		39,415	39,415		39,415	38,822		38,822	340		340
18	負担金、補助及び交付金	38,080,169	1,494,304	39,574,473	6,405,635	429,871	6,835,506	6,309,562	429,871	6,739,433	4,695,627	93,970	4,789,597
19	扶 助 費	1,593,795	4,655	1,598,450	249,720	4,655	254,375	248,559	4,655	253,214	3,203		3,203
20	貸 付 金	16,100		16,100	16,080		16,080	16,080		16,080	16,080		16,080
21	補償、補填及び賠償金												
22	償還金、利子及び割引料												
23	投 資 及 び 出 資 金												
24	積 立 金	1,514,897		1,514,897	10,018		10,018	10,018		10,018	10,018		10,018
25	寄 付 金	950		950									
26	公 課 費	47		47	47		47	47		47			
27	繰 出 金	3,311,990		3,311,990	2,518		2,518	2,518		2,518			
	予 備 費												
	計	54,545,964	1,534,662	56,080,626	12,668,894	461,396	13,130,290	12,518,065	461,396	12,979,461	7,917,619	94,367	8,011,986
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	6,635,449	1,027,449	7,662,898	1,482,297	158,298	1,640,595	1,451,828	158,298	1,610,126	362,615	54,952	417,567
	地 方 債	288,000	108,000	396,000	259,000	43,000	302,000	259,000	43,000	302,000	11,000		11,000
	そ の 他	3,186,266		3,186,266	611,047		611,047	597,755		597,755	187,925		187,925
	一 般 財 源	44,436,249	399,213	44,835,462	10,316,550	260,098	10,576,648	10,209,482	260,098	10,469,580	7,356,079	39,415	7,395,494

令和5年度 一般会計補正予算(第6号)歳入歳出事項別明細書(子ども家庭部)

(単位:千円)

節	款 項 目	3 款 民生費						子ども家庭部 合計		
		うち子ども家庭部								
		2 項 児童福祉費								
		2目 児童福祉措置費			5 目 児童福祉施設費					
							補正前	補正額	補正後	
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1	報 酬				9,025	9,025	227,558		227,558	
2	給 料						1,197,943		1,197,943	
3	職 員 手 当 等						745,346		745,346	
4	共 済 費				86	86	452,297		452,297	
	職員に係るもの(給与費)						414,953		414,953	
	賃金に係るもの(その他)				86	86	37,344		37,344	
5	災 害 補 償 費									
6	恩 給 及 び 退 職 年 金									
7	報 償 費				30,593	30,593	67,656		67,656	
8	旅 費				5,940	5,940	26,300		26,300	
	費用弁償				716	716	10,563		10,563	
	普通旅費				3,837	3,837	10,138		10,138	
	特別旅費				1,387	1,387	5,599		5,599	
9	交 際 費						100		100	
10	需 用 費				93,230	93,230	113,317	250	113,567	
	食糧費				137	137	676		676	
	その他の需用費				93,093	93,093	112,641	250	112,891	
11	役 務 費				9,531	9,531	22,881		22,881	
12	委 託 料	1,880,261	26,473	1,906,734	377,482	377,482	2,793,973	26,608	2,820,581	
13	使用料及び賃借料				25,931	25,931	49,935	12	49,947	
14	工 事 請 負 費				252,205	252,205	417,203		417,203	
15	原 材 料 費									
16	公 有 財 産 購 入 費									
17	備 品 購 入 費				38,482	38,482	39,415		39,415	
18	負担金、補助及び交付金	1,593,576	204,226	1,797,802	6,552	131,675	11,038,602	429,871	11,468,473	
19	扶 助 費	160,128	4,655	164,783	8,099	8,099	402,475	4,655	407,130	
20	貸 付 金						16,080		16,080	
21	補償、補填及び賠償金									
22	償還金、利子及び割引料						20,000		20,000	
23	投 資 及 び 出 資 金									
24	積 立 金						10,018		10,018	
25	寄 付 金									
26	公 課 費				47	47	47		47	
27	繰 出 金						2,518		2,518	
	予 備 費									
	計	3,633,965	235,354	3,869,319	857,203	131,675	988,878	17,643,664	461,396	18,105,060
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	1,035,478	15,563	1,051,041	14,133	87,783	101,916	3,194,036	158,298	3,352,334
	地 方 債				248,000	43,000	291,000	347,000	43,000	390,000
	そ の 他	19,014		19,014	390,814		390,814	929,123		929,123
	一 般 財 源	2,579,473	219,791	2,799,264	204,256	892	205,148	13,173,505	260,098	13,433,603

節 の 明 細

項	目	金額（千円）等
3 款 民生費		
2 項 児童福祉費		
1 目 児童福祉総務費		
負担金、補助 及び交付金	鳥取県子どものための教育・保育給付費県負担金・補助金	35,615
負担金、補助 及び交付金	幼稚園・保育施設における性被害・不適切保育等防止対策事業補助金	11,750
負担金、補助 及び交付金	鳥取県児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業補助金	35,752
負担金、補助 及び交付金	障がい福祉職員処遇改善支援事業（障がい児福祉施設）補助金	10,853
2 目 児童措置費		
負担金、補助 及び交付金	鳥取県障害児通所給付費等負担金	204,226
5 目 児童福祉施設費		
負担金、補助 及び交付金	鳥取県次世代育成支援対策施設整備費補助金	131,675

繰越明許費に関する調書

追加

(単位:千円)

款	項	目	事業名	課名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳				備考	
							国庫補助金	起債	その他	一般財源		
3	民生費	2	児童福祉費	1	児童福祉総務費	こどもの国水の遊び場のプール・プールサイドの全面改修に係る工事が入札不調により、着工時期が遅れ、年度内完了が困難であるため、繰り越すものである。	41,468			41,468		
3	民生費	2	児童福祉費	1	児童福祉総務費	幼稚園・保育施設における性被害・不適切保育等防止対策事業費	12,000	8,200		3,800	国の令和5年度補正予算を活用して実施するものであり、年度内完了が困難であるため、繰り越すものである。	
3	民生費	2	児童福祉費	1	児童福祉総務費	児童養護施設等入所者支援事業費	41,866	35,752			国の令和5年度補正予算を活用して実施するものであり、年度内完了が困難であるため、繰り越すものである。	
3	民生費	2	児童福祉費	1	児童福祉総務費	障がい福祉職員処遇改善支援事業費(障がい児施設)	11,000	11,000			国の令和5年度補正予算を活用して実施するものであり、年度内完了が困難であるため、繰り越すものである。	
3	民生費	2	児童福祉費	5	児童福祉施設費	障がい児施設整備事業費	131,675	87,783	43,000	892	国の令和5年度補正予算を活用して実施するものであり、年度内完了が困難であるため、繰り越すものである。	
子ども家庭部 合計							231,895	142,735	43,000	0	46,160	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
							国庫支出金	地方債	その他		
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円	
令和5年度 子育て支援員研修実施 事業	子育て王国 課	14,868			令和6年度	14,868	7,434			7,434	
令和5年度 保育・幼児教育の質の 向上強化事業	子育て王国 課	6,120			令和6年度	6,120	3,060			3,060	保育士等キャリア アップ研修の実 施
令和5年度 福祉相談センター管理 運営費	家庭支援 課	26,265			令和6年度から 令和8年度まで	26,265				26,265	庁舎等清掃業務 委託及び構内植 栽管理業務委託

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更分

事 項	課名	限度額		前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備考	
				期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源		
								国庫支出金	地方債	その他			
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
令和5年度 一時保護所費	家庭支援課	補正前	21,903			令和6年度から 令和8年度まで	21,903					21,903	
		補正	29,973			令和6年度から 令和8年度まで	29,973					29,973	給食調理業務委託
		補正後	51,876			令和6年度から 令和8年度まで	51,876					51,876	
令和5年度 総合療育センター費	子ども発達支援課	補正前	125,060			令和6年度から 令和11年度まで	125,060				125,060		
		補正	51,597			令和6年度から 令和11年度まで	51,597				51,597		・施設警備業務 ・医療ガス設備保守業務 ・一般X線撮影装置保守業務 ・カーテンリース及びクリーニング委託業務
		補正後	176,657			令和6年度から 令和11年度まで	176,657				176,657		
令和5年度 鳥取療育園費	子ども発達支援課	補正前	86			令和6年度から 令和8年度まで	86				86		
		補正	21,819			令和6年度から 令和8年度まで	21,819				21,819		・園舎清掃委託 ・医事従事者派遣委託
		補正後	21,905			令和6年度から 令和8年度まで	21,905				21,905		

<p>条 例 名 等</p>	<p>公立大学法人公立鳥取環境大学定款等の一部変更について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由</p> <p>公立大学法人公立鳥取環境大学定款等の一部を変更することについて、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第8条第2項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2の2第3項の規定により、本議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 概要</p> <p>(1)公立大学法人公立鳥取環境大学定款の一部変更 地方独立行政法人法の一部改正(令和5年6月16日施行)により、公立大学法人の作成する事業年度ごとの計画が廃止されたことに伴い、審議機関の審議事項のうち、年度計画に関する事項を削除する。</p> <p>(2)新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の一部変更 地方独立行政法人法の一部改正により、公立大学法人の作成する事業年度ごとの計画が廃止されたことに伴い、設立団体である協議会が担任する事務のうち、年度計画に関する事務を削除する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和6年4月1日とする。</p>

公立大学法人公立鳥取環境大学定款等の一部変更について

(公立大学法人公立鳥取環境大学定款の一部変更)

第1条 公立大学法人公立鳥取環境大学定款の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前
<p>(審議事項)</p> <p>第18条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 中期計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(審議事項)</p> <p>第23条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 中期計画に関する事項(法人の経営に関するものを除く。)</p> <p>(3)～(9) 略</p>	<p>(審議事項)</p> <p>第18条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 中期計画<u>及び年度計画</u>に関する事項のうち、法人の経営に関するもの</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(審議事項)</p> <p>第23条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 中期計画<u>及び年度計画</u>に関する事項(法人の経営に関するものを除く。)</p> <p>(3)～(9) 略</p>

(新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の一部変更)

第2条 新生公立鳥取環境大学運営協議会規約(平成23年鳥取県告示第752号)の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前
<p>(担任する事務)</p> <p>第4条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。</p> <p>(1) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)に規定する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法第6条第4項、第13条第4項後段及び第6項第2号、第19条の2第4項、第22条第2項、第26条第1項及び第2項第7号、第34条、第40条第6項、第44条第1項、第46条、第56条の2第1号及び第2号並びに第78条の2第2項に規定する条例又は規則で定めるものとされている事項を定めることに関する事務</p> <p>ウ 法第13条第9項、第13条の2、第14条第5項、</p>	<p>(担任する事務)</p> <p>第4条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。</p> <p>(1) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)に規定する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法第6条第4項、第13条第4項後段及び第6項第2号、第19条の2第4項、第22条第2項、第26条第1項及び第2項第7号、<u>第27条第1項</u>、第34条、第40条第6項、第44条第1項、第46条、第56条の2第1号及び第2号並びに第78条の2第2項に規定する条例又は規則で定めるものとされている事項を定めることに関する事務</p> <p>ウ 法第13条第9項、第13条の2、第14条第5項、</p>

<p>第17条第4項、第34条第1項、第45条、第56条第1項において準用する法第48条第2項、第56条の3第3項、第57条第2項、第78条第3項及び第122条第2項に規定する届出、報告等の受理に関する事務</p> <p>エ〜キ 略</p> <p>(2)〜(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>第17条第4項、<u>第27条第1項</u>、第34条第1項、第45条、第56条第1項において準用する法第48条第2項、第56条の3第3項、第57条第2項、第78条第3項及び第122条第2項に規定する届出、報告等の受理に関する事務</p> <p>エ〜キ 略</p> <p>(2)〜(4) 略</p> <p>2 略</p>
--	---

附 則

この定款等は、令和6年4月1日から施行する。

件名	議会の委任による専決処分の報告について (5) 鳥取県医療受給者証の返還等に係る過料に関する条例の一部を改正する条例(令和5年11月16日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 条例の趣旨について定めた規定中引用する児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律の条項を改める。</p> <p>(2) 施行期日は、令和6年4月1日とする。</p>

鳥取県医療受給者証の返還等に係る過料に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県医療受給者証の返還等に係る過料に関する条例（平成26年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第62条の7</u>、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第115条第1項及び第2項並びに難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病患者医療法」という。）<u>第51条</u>の規定に基づき、これらの法律に違反する者に対する過料について定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第62条の6</u>、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第115条第1項及び第2項並びに難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病患者医療法」という。）<u>第47条</u>の規定に基づき、これらの法律に違反する者に対する過料について定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。